

就学校(指定校)の変更について

教育委員会では、通学区域を設置し児童・生徒の住所により就学すべき学校を指定しています。

諸事情により就学校の変更の申立てを行おうとする保護者に対し、通学を希望する学校が施設等で受け入れが困難とならない場合に限り、次の基準により町内の他の学校に変更することができます。

なお、就学校の変更の決定を行なうにあたっては、児童生徒の通学途上の安全が確保されることが大前提となり、就学校の変更決定にともなう、通学費用等については、保護者の負担となる場合があります。

1 地理的理由による場合

児童生徒の居住地が、指定された就学校よりも近く、また通学の安全上支障がない場合。

2 身体的理由による場合

病弱、虚弱、肢体不自由等の身体的理由により希望する学校の方が通院、通学等において、利便性、安全性の面から児童生徒の負担が軽減されると認められる場合。

3 教育的配慮による場合

いじめ、不登校等特別な事情により、転校及び引き続き従前の学校への就学が児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすと認められる場合。

4 その他による場合

その他やむを得ない事情があると認められる場合。

※詳しい内容について相談を受けたい方は、天塩町教育委員会学校教育係へ相談下さい。